



遺言によるご寄付（遺贈）

遺産の一部または全部を「公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン」に託していただくご寄付のかたちです。「遺贈」のご意思是、遺言書をのこすことで、法的に定められた相続人以外にも、特定の人や団体に贈ったり寄付したりすることができます。

遺言によるご寄付の流れ

1. 公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンにご連絡（任意）



2. 遺言執行者を選任

遺言書のなかで、遺言の内容を具体的に実現する「遺言執行者」を選任します。

「遺言執行者」には、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、信託銀行などの専門家をご指定することをお勧めいたします。



3. 遺言書の確認（任意）

法的に有効な遺言書を作成するために、「遺言執行者」から当団体に対し、文言表記などの確認が行われることがあります。

ご要望に応じて、当団体の資料をお送りさせていただきます。



4. 遺言書の作成

法的に有効な遺言書は、公正証書として作成することをお勧めいたします。

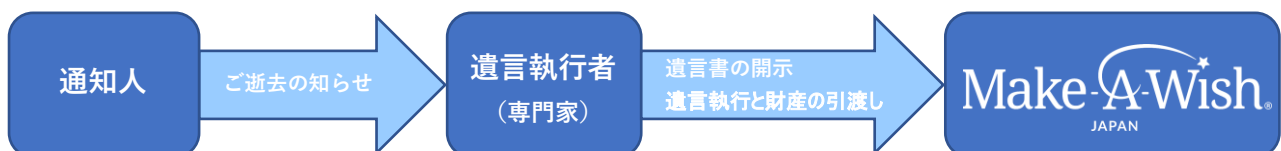
公正証書を作成するために、弁護士、司法書士、税理士などの専門家にご相談ください。



5. 遺言書の保管中のご連絡（任意）

ご要望に応じて、当団体発行の活動報告を送付させていただきます。

遺言の執行



ご留意点について

- ◆法的に有効な遺言書を作成ください。
- ◆遺留分にご注意ください。
 - ・兄弟姉妹以外の法廷相続人は「遺留分」が法律で保障されています。遺贈をご検討される際、
 - ・ご寄付の金額や遺贈の割合は、相続人の遺留分にご配慮のうえ、遺留分を侵害しない範囲でご指定ください。
- ◆遺贈先を「公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン」と正確にお書きください。
- ◆「遺言執行者」をご指定ください。
- ◆当団体では、不動産、有価証券など、現金以外の財産もご寄付としてお受けいたします。
 - ・不動産、有価証券の場合は課税される場合がございますので、専門家にご相談ください。